

ギリシャ共和国の「伝統的集落」における 景観保護法の研究（3）

—サントリーニ島イア地区における1995年法と2000年法—

石 本 東 生

本研究は、先行する筆者自身の研究資料〔同題の（1）、（2）〕の追論となる。それらは、ギリシャ国内の、あるいはサントリーニ島やミコノス島を含む「キクラデス県」の伝統的集落に関わる文化的景観保護法（1978年法および1989年法）であった。本稿では、それらに後続する1995年法、すなわち、特にサントリーニ島北部の「イア地区」における伝統的建築物36件を国の「歴史的保存記念物」と指定した法律を、さらにその5年後、45件の伝統的家屋と5件の風車小屋を保存指定した2000年法を、ギリシャ語原文から翻訳したものである。

これは、先の2稿と共に、今後筆者が同様なテーマにて研究を進めていくための貴重な「研究資料」となるものである。

但し、日本語訳に関しては、ギリシャ語原文の表現、ニュアンスを可能な限り生かすために、「直訳性」を重視している。そのため、一部ごちない日本語表現も見られるが、その点は、何卒ご了承ください。

（本研究はJSPS 科研費 15K01957 の助成を受けたものである）

ΦΕΚ 503/ Β /07-06-1995 (1995年法)

ティラ島における伝統的集落イアに在する36件の芸術作品(とも見なされる)建築物を「歴史的保存記念物」(istorika diatiritea mnimeia) とする特徴付け(決定)。

文化大臣は以下の関連法令を踏まえて、(関連法令の列記)

1.
 - a) ~ ε)
 2. ~ 6. の法令
- を以て以下のとおり決定する。

以下に記した芸術作品(とも見なされる)建築物を「歴史的保存記念物」として特徴づける。何故なら、それらは豪邸あるいは大衆的文化的建築様式の建物、あるいは手工業時代の建造物であるためである。また、それらはエーゲ海文化的(キクラデス諸島の)建築様式として実に特徴的な例を構成しているからである。そして、その地域の建築史の研究には不可欠であり、それはギリシャにおけるレベルだけでなく世界的なレベルにおいても重要であると見なすためである。

1. 現在は Marietta Zannou 氏所有である E. I. Manolossos 氏の「船長の館」。何故なら、それは形態ルネッサンス的要素をもったサントリーニの豪邸の代表的例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

2. Nikolaos Alifragkis 氏所有のテラス付き (doma なので「家」「部屋」「屋上」とも読める) の2階建て建築物。何故なら、それはルネッサンス的な要素を持った記念碑的豪邸として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

3. イア集落の家屋地区に在する Kyriakou Maria 氏所有のテラス付き2階

建て建築物。何故なら、それはルネッサンス的な要素を持った記念碑的豪邸の船長館として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

4. Darzentas氏所有の建築物。何故なら、それはイタリア的表象と再生復活的要素を持った特徴的な豪邸の例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

5. Kioseoglou氏所有の建築物。何故なら、それは再生復活的要素を持った船長館として特徴的な記念碑的豪邸例を構成すると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

6. Preka氏所有のテラス付き2階建て建築物。何故なら、それはルネッサンス的な要素を持った記念碑的豪邸の船長館として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

7. 旧Ar. Alafouzou氏所有で、現在Maria Alifragki氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的な要素を持った記念碑的豪邸の船長館として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

8. 旧Eirini Sarri氏所有および相続遺産で、現在はMargarita Sarri氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的な要素を持った豪邸の船長館として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

9. Nikolaos Sari (Sarriの誤りか?)氏所有の2階建て建築物で、芸術的作品とも特徴付けられる。何故なら、選りすぐりの貴重な(バロック、新古典主義およびルネッサンス的な)要素を持った船長館として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

10. 旧Zaranis氏所有で、現在はLeonarudos氏の所有である建築物、これは芸術作品とも認められるものである。何故なら、選りすぐりの貴重な

(バロック、新古典主義およびルネッサンス的な)要素を持った豪邸として特徴的な例と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

11. Nikolaos Louka Nomikos氏所有の建築物。これは芸術作品にも認められるものである。何故なら、新古典主義的要素やルネッサンス的な影響を持ち合わせた豪邸の例として見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

12. Antonios Dakoronias氏所有の建築物。何故なら、ルネッサンス的要素を持った豪邸の特徴的な例として見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

13. Karvounis Theodosios氏所有の建築物。何故なら、ルネッサンス的要素を持った純粋性のある (aplo) 豪邸であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

14. Anaplioths Bleis氏所有の2階建て (の建築物)。しかしながら (上階部分は) 半壊状態の建築物。何故なら、サントリーニにおける純粋性のある (aplo) 豪邸として見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

15. 今日 Bliazou Anaplioti氏と Sigoura Anaplioti氏所有の半壊状況の建物。何故なら、ルネッサンス的形態の要素を持った、サントリーニ特有の豪邸として純粋タイプであると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

16. 旧 Platis氏の所有で、現在 Moira Skourteli氏所有の建築物。何故なら、ルネッサンス的形態の要素を持ったサントリーニの豪邸として、純粋なタイプと見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

17. Anaplioti Georgiou Sigoura氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として純粋形の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

18. Kyriaki Plati氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として純粋なタイプの建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

19. Despotidis家の遺産相続物件である建築物。何故なら、ルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として純粋例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

20. Euaggelos Platis氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

21. Idomenea Manolesou氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

22. Matthaios Mavromatis氏およびMarinos Mosxakis氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

23. Vasileios Marisas氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

24. Boula Chalarh氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

25. Nikolaos Ioan. Nomikos氏とLoukas Ioan. Nomikos氏所有の建築物。

何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

26. Ioulia Manolesou 氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち、1884年前後に建造されたサントリーニの豪邸として特徴的な例の建築物と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

27. Nikoletta Manolessou 氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的要素を持った豪邸の純粋なタイプであると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

28. Rita Alafouzou 氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの豪邸としては特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

29. Markos Saliberos 氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸としては特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

30. Athanasios Roussos 氏所有の建築物。何故なら、それはルネッサンス的形態の要素を持ち合わせたサントリーニの豪邸としては特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

31. Maria Vamvakousi 氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの大衆的な建築様式として特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

32. Titika Emmannouil 氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの大衆的な建築様式として特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

33. Nikolaos Varvarouzou 氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの大衆的且つ同地域特有の建築様式として特徴的な例であると見なさ

れるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

34. Evaggelia Alefragki氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの大衆的且つ同地域特有の建築様式として特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

35. Aikaterini Darzenta氏所有の建築物。何故なら、それはサントリーニの手工業（工場）の建物であり、同地域特有の建築様式を色濃く残した形態的要素を留める、実に数少ない（建築物である）と見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物の占有敷地範囲と定められる。

36. Marousa Plati氏（イア地区行政長の家族である）所有の風車小屋。何故なら、同地域の伝統的建築様式として特徴的な例であると見なされるからである。

また、景観保護区域としては、同建築物から外側30m以内の外周となる。

本決定は政府官報に掲載される。

アテネ、1995年5月9日

署名あり

当該部局課長

DAN. ORFANOUDAKIS

ΦΕΚ 706/ Δ /23-Οκτωβρίου-2000 (2000年法)

キクラデス県、ティラ島における伝統的集落イアに在する45件の建築物と5件の風車小屋を保存指定する特徴付け(決定)。それらは私有物件と見なされており、それらの建造にかけられる特別の条件と制限に関して。

エーゲ大臣は、以下のような過去の決定、法律を踏まえて… (1～11の決定、法律の列記) 次の通り決定する。

1. N. 1577/85「建築基準法」(ΦΕΚ210/ Α /85)の決定を…

…

11. 本決定の条項により国家予算および「Ο.Τ.Α.の家(何を意味する?) του οικείου Ο.Τ.Α.」に、財政的負担がかかることはない。

1) 以下45件の建築物と5件の風車小屋は、保存指定(物件)として特徴づけられる(決定される)。それらはキクラデス県ティラ島の伝統的集落イアに所在する。それらは2000分の1縮尺の伝統的集落イアの図面原本に相当な数のハッチングされた(多数の平行線が引かれた)マーキングがあるように。尚、その2000分の1の縮尺図面は、エーゲ省の周辺地域開発局文化開発課の課長により承認されたものである。それは(同局の)登録番号8350/00によりその概略的な複写が同決定と共に発行される。(以上の物件が保存指定されるのは)再生復活の要素を含み、新古典主義的、そして伝統的要素を含んだ、実に貴重な建築物であるからに他ならない。それらは以下のように挙げられる。

A/A 建築物と風車小屋

1. Nikolaos Alifragkis氏の所有と伝えられるカルデラ側に位置する建物。
2. Maria Kyriakou氏の所有と伝えられるカルデラ側に位置する建物。
3. Christos Darzentas氏の所有と伝えられるカルデラ側に位置する建物。

4. Kioseoglos氏の所有と伝えられるカルデラ側に位置する建物。
5. Kalliopis Matzourani氏の所有と伝えられるカルデラ側に位置する建物。
6. Marousas Sarri氏の相続遺産と伝えられる建物。
7. Diakoronia氏の所有と伝えられる建物。
8. Nikolaos Louka Nomikos氏の所有と伝えられる建物。
9. Nikolaos Ioannou Nomikos氏と Loukas Ioannou Nomikos氏の所有と伝えられる建物。
10. Iakobos Darzentas氏の所有と伝えられる建物。
11. Iakobos Darzentas氏の所有と伝えられる建物。
12. Athanasios Roussos氏の所有と伝えられる建物。
13. Antonios Diakoronia氏の所有と伝えられる建物。
14. Marousa Vasileiou氏の所有と伝えられる建物。
15. Smaragda Saliberou氏の所有と伝えられる建物。
16. Markos Saliberos氏の所有と伝えられる建物。
17. Nautikos Mouseio (Marine Museum)の所有と伝えられる建物。
18. Nautikos Mouseio (Marine Museum)の所有と伝えられる建物。
19. Matthaios Mavromatis氏と Marinis Moschakis氏の所有と伝えられる建物。
20. Evaggelia Alifragki氏の所有と伝えられる建物。
21. Christos Darzentas氏の所有と伝えられる建物。
22. Kosmas Karvounis氏の相続遺産と伝えられる建物。
23. Titika Emmanouil氏の所有と伝えられる建物。
24. Maria Bambakousi氏の所有と伝えられる建物。
25. Maria Alifragki氏(旧 Ar. Alafouzou氏)の所有と伝えられる建物。
26. Margarita Sarri氏の所有と伝えられる建物。(Eirini Sarri氏の旧遺産相続物件)
27. Iakobos Darzentas氏の所有と伝えられる建物。
28. Evaggelos Damigos氏の所有と伝えられる建物。

研究資料

29. Iakovos Darzentas 氏の所有と伝えられる建物。
 30. Nikolaos Sarris 氏の所有と伝えられる建物。
 31. Nikolaos Manoleessos 氏の所有と伝えられる建物。
 32. Zoi Alafouzou 氏の所有と伝えられる建物。
 33. Eirini Tsetsoni 氏の所有と伝えられる建物。
 34. Margarita Leonardou 氏の所有と伝えられる建物。
 35. Despotidis 氏の所有相続遺産と伝えられる建物。
 36. Kyriaki Valindri 氏の所有と伝えられる建物。
 37. Georgios Magiakos 氏の所有と伝えられる建物。
 38. Kalomoira Skourteli 氏の所有と伝えられる建物。
 39. Theodosios Karbounis 氏の所有と伝えられる建物。
 40. Sigouras Anapliotis 氏の所有と伝えられる建物。
 41. M. Anaplioths 氏と Sig. Anapliotis 氏の所有と伝えられる建物。
 42. Georgios Sigalas 氏の所有と伝えられる建物。
 43. Paravalos 氏の所有相続遺産と伝えられる建物。
 44. Marietta Zannou 氏の所有と伝えられる建物。
 45. Miltiadis と Alexandras Leivaditis 氏の所有と伝えられる建物。
 46. Ioannis Drakotou 氏の所有と伝えられる風車小屋。
 47. Evaggelos Mavromatis 氏の所有と伝えられる風車小屋。
 48. Georgios Damigos 氏の所有と伝えられる建物。
 49. Masvoulou 氏の所有と伝えられる風車小屋。
 50. Georgios Markoulis 氏の所有と伝えられる風車小屋。
- 2) 以上、「保存指定」と特徴付けられた（決定された）45 件の建築物と 5 件の風車小屋においては、当該建築物全体に関わる建築様式的あるいは意匠的部分で、いかなる除去、取り外し、改造および破壊行為も禁止される。
- 3) 当該建築物において、構造的なものとは見なされる部分の補強、強化、および修理は許可される。また、設備の新鋭化、内装的な配置整理、保存指定建築物と同風車小屋としての特徴的機能の理由から、建物の室内におけ

る工事も許可される。しかしそれらは、それらの建築物の建築様式的性格を変更、改造することのないということが前提である。

- 4) 上記のとおり「保存指定」として決定された建築物や風車小屋においては、発光性の、あるいは非広告性の屋外広告物設置は、都市計画・建築制御委員会（EΠAE）により許可される。しかしそれらは、当該建築物の建築様式的性格や原景観に影響のない範囲の限りである。上記の通り設置可能な屋外広告物および看板の寸法、形態、内容、そして設置位置は、都市計画・建築制御委員会（EΠAE）により承認される。
- 5) 保存指定を受けた建築物の外部および内部において、そしてそれらを取り巻く環境下においては、いかなる建造工事についても、また屋外広告物の設置についても、必ず都市計画・建築制御委員会（EΠAE）の承認が求められ、さらに法律に従って必要な建造許可の発行も要求される。

当該建築物に関しては、文化省の決定により「歴史的保存記念物」としても、また芸術的作品としても特徴づけられており、建造工事許可は、文化省の所管部署による関連承認によって、その後発行される。

- 6) 以上、「保存指定」が決定した45件の建築物と5件の風車小屋に関しては、28/6/93の大統領令による各条項（ΦEK817/ Δ /20.6.93）、すなわち「キクラデス県ティラ島イア集落の土地における建築制限と特別条項の決定」、さらに25/11/97の大統領令による条項（ΦEK1075/ Δ /12.12.97）「28.6.93の大統領令『キクラデス県ティラ島のイア集落の土地における建築制限と特別条項の決定（Δ' 817）』への修正と追加」の決定条項が有効となる。
- 7) 本決定の発効は、政府官報に記載の上、発行されて以降である。本決定は、政府官報に添付される図面とともに（政府官報として）発行される。

ミテレネ、2000年9月26日

（エーゲ省）大臣
ニコス・シフナキス

研究資料

[本稿は、奈良県立大学地域創造データベース (<http://npudb.narapu.ac.jp/>)に掲載されている拙論「ギリシャ共和国の『伝統的集落』における景観保護法の研究 (3)」(2015/6/16登録)に、若干の加筆修正を施し、本研究季報に投稿したものである。]

参考文献

- 石本東生 (2015)「ギリシャ共和国の『伝統的集落』における景観保護法の研究(1) - 1978年11月13日発令『伝統的集落法』について -」、『奈良県立大学研究季報「地域創造学研究」』第26巻1号、奈良県立大学、pp. 23-36.
- 石本東生 (2015)「ギリシャ共和国の『伝統的集落』における景観保護法の研究(2) - 1989年6月2日発令『キクラデス県における(改正)伝統的集落法』について -』『奈良県立大学研究季報「地域創造学研究」』第26巻1号、奈良県立大学、pp. 37-50.